

日本文化大學研究者行動規範

(前文)

大学は、学術研究を行い、その成果を次世代に伝える教育・研究機関である。そのため、学術研究の倫理的責任は重く、自らの行動を厳正に律する必要がある。

日本文化大學（以下「本学」という。）は、建学精神「恩愛禮義」・「清明和敬」・「重厚中正」・「祖風繼承」の四條目に基づき、研究者の自由な研究と自治を保障する一方、学術研究に対する社会からの信頼と負託に応える使命を持つ。

この基本認識の下に、日本文化大學は、日本学術会議「研究者の行動規範—改訂版—」（平成 25 年 1 月 25 日）に準拠して、研究及び教育に対する信頼性と公正性を確保し、社会の進歩と発展に貢献する責務に応えることを目的とし、本学における研究に従事する全ての研究者（以下、「研究者」という。）が遵守すべき行動規範をここに定める。

(目的)

本行動規範は、本学において研究者が、主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な事項を定めることにより、本学の学術研究の信憑性及び公正性の確保ならびに研究者の適正かつ円滑な研究の遂行を図ることを目的とする。

I 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献する責任を有する。

(研究者の姿勢)

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動する。また、自らの専門知識、能力、技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

- 3 研究者は、科学の自主性・自律性が社会から信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学、技術と社会、自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(社会的期待に応える研究)

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

- 5 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性、客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用と両義性)

- 6 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II 公正な研究

(研究活動)

- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文等で公表することにより、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。法令の遵守はもとより、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 8 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象への配慮)

- 9 研究者は、研究への協力者の生命及び個人の尊厳や人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。研究者が、人間の行動、環境、心身等に関する個人の資料・情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合には、研究への協力者に対して、その目的、収集方法、個人情報等の取扱い等について解りやすく説明し、協力者の同意を得る。組織・団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も同様とする。

(他者との関係)

1 0 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する配慮には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

研究者は、他者の不正行為に関する苦情及び相談を受けた場合又は不正行為に気付いた場合は、すみやかに本学の諸規程によって定められた手続きを行う。

III 社会の中の科学

(社会との対話)

1 1 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

1 2 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限務め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

1 3 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV 法令の遵守など

(法令等の遵守)

- 1 4 研究者は研究の実施、研究費の使用等にあたって、法令や関係規則等を遵守し、不正を行わない。また、研究費の源泉が学生納付金や公的資金等によって賄われていることに留意し、その効果的かつ効率的な使用に努める。

(守秘義務の厳守)

- 1 5 研究者は、論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務の遵守に厳密な注意を払う。また、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料・情報・データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさない。ただし、本人の同意がある場合は、この限りではない。

(差別の排除)

- 1 6 研究者は研究・教育・学会活動等において、人種・ジェンダー・地位・思想・信条・宗教などの差別等を行わず、科学的方法に基づき公平に対応し、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な言動を行わない。

(利益相反)

- 1 7 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言等において個人と組織あるいは組織間の利益の衝突に十分に注意し、公共性に配慮しつつ適切に対応するとともに、法令等を遵守する。

(承認を受ける義務)

- 1 8 研究者は、本学の諸規程において、研究の実施に先立ち承認を受けるものとされている場合には、当該諸規程等によって定められた手続きによって承認を受ける。このほか、法令又は当該分野の学会の規程等において、研究実施に先立って承認を受けるものとされている場合には、当該法令又は規程等で定められた手続きによって承認を受ける。

(研究を支援する者の責務)

- 1 9 本学職員（研究者を除く者）は、研究者の研究活動を支援するにあたり、本規範に則り行動し、研究費の管理等においては、不正行為あるいはそれに加担せず、またその不正行為の発生を未然に防ぐよう、かつ研究活動の支援と研究環境の整備に努力する。

(大学の責務)

- 2 0 本学の研究活動における倫理上及び安全管理上必要な制度の整備及び改善を実施す

る。また、本学は本行動規範の運用を実効性のあるものにし、研究者の研究倫理意識等を高めるため、必要な啓発、倫理教育等の計画を策定し実施する。本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応するとともに、研究者の研究倫理に反する行為に対して適切な措置を講じる。

(事務)

2 1 本行動規範に関する事務は、総務部が行う。

附則

この規程は、令和3年7月15日に制定し、令和3年4月1日に遡及して施行する。

以上